

Water New Information Vol.3

水道産業新聞 WE-Net 理事長 安藤正典インタビュー記事

「水質検査の信頼性確保に向け」

水道産業新聞は、「水質検査の信頼性確保に向け」と題して安藤にインタビューした記事を掲載した。5月から8月にかけて厚生労働省が実施してきた上記タイトルの検討会が8月26日5回目を終了し、報告書案が作成された。この機会をとらえて、安藤がこの検討会の趣旨と方向性を述べたもの。現在パブリックコメントも10月7日に終了し、これからまとめの段階に移る。詳細は、下記新聞記事を参照してほしい。

◆水道産業新聞 9月23日（木）付

第4601号

第3種郵便物認可

才

## インタビュー

# 武蔵野大学 安藤正典氏 客員教授

### 水質検査の信頼性確保に向け

水質検査に注目が集まっている。昨今、検査データの改ざん事例が報告されるなど、信頼性の低下が叫ばれ、その背景には登録検査機関への低価格での委託があるとの指摘もある。事態を重くみた厚生労働省は今年「水質検査の信頼性確保に関する取組検討会」を設置。信頼性確保に向けて水道事業者、登録検査機関、国のそれぞれが取り組むべき具体的事項を示したところ。本紙では検討会で座長を務めた安藤正典・武蔵野大学客員教授に改めて、水質検査の現状などについて聞いた。安藤氏は「水道事業者も登録検査機関も自分たちが何をすべきかを考えてほしい」と強調する。

「いま水質検査で何が問題になっているのでしょうか。」

安藤 ひと言で言えば、登録検査機関の検査が非常に安い費用で受注されているということですね。信頼できる限界を超えていると思われ、ひどい場合は半額どころか1割ほどの料金で受注している検査機関もあるのが現状です。49項目になった平成15年の水質基準改正の時、だいたい20万円

くらいが全国的に見て妥当な金額とみていましたが、それと比較すると格段に安い額で受注していることから、検査データの信頼性に疑問を持たざるを得ないということです。

水道事業者は基本的に、自ら検査して対応しますが、実際にそれだけの知識と技術力がある事業者というのはせいぜい100〜200くらいではないかと思えます。中小の水道事業者では、どこかの登録検査機関に検査を依頼することになります。すべての登録検査機関が信頼性のある検査を行っているとはとても思えないのが現状です。

「検査の信頼性はなぜ低下したのでしょうか。」

安藤 まさに、登録検査機関の制度に問題があ

## 何をすべきか考えよ

# 安全性担保する最後の砦

## 水質管理のための情報収集

ると私は思っています。現在の登録検査機関の制度は行政改革の一環として実施されてきたもので、この制度に移行する以前の指定検査機関の制度では検査機関は使命感を持った組織体でした。厚生省時代、検査をする機関が少なかったこともあり、指定検査機関には「小さな事業体をサポートしなければ」「何かトラブルがあれば対応しなければ」といった意識が高かったわけです。

それが、平成9年度、さらには平成15年の行政改革に伴い、指定検査機関の制度から登録検査機関の制度に移行することになり、手を挙げた民間がこの分野に参入できるようになった。70ほどだった指定検査機関が210以上の登録検査機関と、3倍までに数が増え、競争するために安い料金で受託することになります。

検査機関の数が増えて価格競争が起これ、結果、信頼性が低下した。競争が起きて、検査料金が安くなることは歓迎しますが、検査データの質が落ちることはあってはならないことです。もう一つ別の側面のお話をしますと、この行政改革で地方公共団体の整理が行われました。地方公共団体でお金を削らざるをえなくなり、それが水道事業にも及んだので、方策が総務省から出されて、その中に水質検査料金も入っていて、外部委託が良いのでは、と言っているのです。これを受けて、事業体は登録検査機関に検査を安く受託することを要求するようになってきました。受託する側も他の登録検査機関と競争するために安い料金で受託することになります。

このような状況を生んだのは事業体も登録検査機関もどちらが悪い。水道にとって何が大事かを考えた時、水質検査は市民・国民の安全性を担保する最後の砦なわけですよ。そのような役割を担っているという認識が完全にどこかに吹っ飛んでしまったわけで、モラルの欠如としか言いようがないわけです。また、書類さえ揃ってれば登録は認められる、とみられてしまった厚労省にも問題があります。頼む側（委託者）、頼まれる側（受託者）のいずれに対しても常に正しい関係であるかチェックをおこななければ、制度は意味がありません。

登録検査機関の制度になったのは水質検査だけではありません。様々な分野で行政改革の名の下、民間にオープンにされました。改革の考え方は間違っていないとは思いますが、安全性に関するところも厳しい縛りを設けずしてオープンにされたことは問題です。マンションの耐震偽装いわゆる「姉菌事件」がその最たる例だと私は思っています。地方公共団体の建築主事等が実施していた、構造計画などの人の安全性に関わる業務を、幽止めもなく民間に開放してしまったということですね。

さきの検討会は、2月の厚生科学審議会水道環境部会での先生の発言が設置のきっかけでした。安藤 いくつかの検討会がありますが、この問題を提起する場所がなかったのです。もう審議会しかないと思いましたが、水道の信頼性は失われる、と我慢の限界でした。私の問題提起に対して厚生労働省水道課は素早く対応していただきましたが、厚労省にとっても放っておけないとの危機感を感じていただけたと思います。

検討会の報告書については現在意見募集中ですから、詳細はホームページ等でご覧いただくといい、結局は、水道事業体、登録検査機関、それから国。それぞれの立場が違う三者がその役割を担っていただきたいということに尽きると思います。水道事業体も登録検査機関も自分たちが何をすべきかを考えてください、ということですね。

水道の水質検査というのは、安全な水を供給しているという確認と、水質管理をするための情報集めなのです。それ以上の何物でもない。その情報の大もとが間違っている、情報は正しくなかったら大変なことになるといえることなのです。